

青色情報

青報 3204
事務局
☎351-4159

I. 記帳確認個別相談会 (会費 1,000 円 但し、菰野、川越・朝日地区は除く)

月・日	会場	地区	時間
11月9日(月) 11月10日(火) 11月12日(木) 11月13日(金)	じばさん三重 5階 情報交換室 2	四日市市内	10:00~12:00 13:00~16:00
11月10日(火)	朝明商工会館	川越・朝日	13:00~16:00
11月13日(金)	菰野町商工会館	菰野	13:00~16:00

※受付は午前・午後とも終了 30 分前までに済ませてください。尚、楠町商工会会場での相談会は開催いたしません。

[持ち物] ①現在お使いの帳簿、前年度の決算書・申告書控え、源泉徴収簿等。

◆記帳点検済の印については、点検終了後に押印いたします。尚、決算書は相談会場にて配布いたします。

II. 年末調整、決算申告 及び 消費税説明会 (無料)

◇講師：四日市税務署個人課税 指導担当官 【会場】じばさん三重 4階 研修室 2

説明会内容	開催日	開催時間
年末調整、決算申告 及び 消費税	12月8日(火)	10:00~12:00、13:30~15:30 (計2回)

※注) 決算書等の資料は会場でお渡しいたします。

III. 令和3年度における固定資産税・都市計画税の軽減の申告相談について

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、令和3年度において、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置が講じられます。

軽減措置を申告する際の手続き等については、税理士や会計士などの「認定経営革新等支援機関等」に、①中小事業者等であること、②事業収入の減少、③特例対象家屋の居住用・事業用割合について、確認を受ける必要があります。

当会は、「認定経営革新等支援機関等」に該当しますので、上記申告の相談をご希望の方は、下記書類等をご準備の上、事務局へお越しください。完全予約制といたします。

1. 対象設備の所在する各自治体が定める申告書一式 (HP からダウンロード可)
2. 令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の収入が分かる帳簿等
3. 令和元年度青色申告決算書又は収支内訳書

※申告対象者 : 2月~10月迄の連続する3か月間の事業収入の合計が前年同期間と比べ30%又は50%以上減少している方

※相談受付期間 : 10月1日~12月28日までの間

(*1月以降は年末調整・確定申告相談の為、受付できません。)

IV. 無料税務相談会 開催中！ ※別紙案内をご覧ください。

マイナンバー

V. 個人番号カードの交付申請・取得方法について

本人送信によるイータックスをご利用される方（青色申告特別控除 65 万円適用を希望する方）は、個人番号カードの準備が必要です。取得が必要な方は速やかにお手続きください。尚、お手元に届いている「個人番号カード交付申請書」による申請、又はパソコン等による申請については下記を参照の上、お手続きください。

「個人番号カード交付申請書」の記載方法について

① 「個人番号カード交付申請書」兼「電子証明書発行申請書」

「マイナンバーカード」と、これに搭載される「電子証明書」の申請が一枚で行えます。

② 氏名、住所等

もし、記載されている氏名、住所等に誤りや引越しなどによる変更がある場合には、この申請書は使用できませんので、お住まいの市区町村にご連絡ください。
※ 同封の宛名台紙に連絡先電話番号を記載しています。

③ 電話番号

日中つながり易い電話番号をご記入ください。

※ この件に関してのお問い合わせに限り、使用されます。

④ 外国人住民の区分（外国人住民の方のみ）

記載された内容が お持ちの在留カードの記載内容と異なる場合には、この申請書は使用できませんので、お住まいの市区町村にご連絡ください。

⑤ 右欄の点字表記を希望する

「マイナンバーカード」に点字の表記が必要な方は、を黒く塗りつぶしてください。

右欄のお名前が点字で表記されます。

点字用かなが印字されていない場合は、点字表記ができませんので市区町村へご連絡ください。

⑥ 申請日

申請日を記入してください。

⑦ 申請者氏名

申請者本人が署名するか、記名・押印をしてください。

⑧ 顔写真貼付欄

顔写真を貼付してください。

⑨ 「署名用電子証明書」「利用者証明用電子証明書」発行有無

「個人番号カード交付申請書」兼「電子証明書発行申請書」おもて

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書		□□市長宛 (地方公共団体情報システム機構)	
申請書ID	1234 5678 9012 3456 7890 123		
* 氏名	番号 花子		
* 住所	〇〇県□□市△△町◇◇丁目〇〇番地▽▽号 みほん		
生年月日*	平成5年3月31日	性別*	女
【代替文字情報】			
3 電話番号	外国人住民の区分*	4	-
在留期間等満了日の有無*	-	在留期間等満了日*	-
5 右欄の点字表記を希望する (※最大11文字まで(濁点等は1文字))	<input type="checkbox"/>	バンゴウ ハナコ	
※上に入力されている情報は、平成00年00月00日現在のものです。 左のQRコードを読み取るスマートフォン等から交付の申請ができます。			

「個人番号カード交付申請書」兼「電子証明書発行申請書」うら

表面の内容に誤りのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。		顔写真貼付欄 サイズ 8 (縦 4.5cm×横 3.5cm)	
6 申請日	年 月 日	8 ・最近1ヶ月以内に撮影 ・正面、無帽、無背景のもの ・裏面に、氏名、生年月日を記入してください。	
7 申請者氏名(自署)	●以下の電子証明書の詳細については、同封の『ご案内』をご覧ください。		
発行を希望しない電子証明書がある場合、下の <input type="checkbox"/> を黒く塗りつぶしてください。			
9	<input type="checkbox"/> 署名用電子証明書※ 不要	※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。	
	<input type="checkbox"/> 利用者証明用電子証明書 不要		
【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナンバータールへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。 <input type="checkbox"/> を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。			
10	代理人 氏名(自署)	印	本人との関係
	代理人住所	(電話番号:)	

電子証明書は、e-Tax 等の電子申請、マイナポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど、多様なサービスの提供を受けるために必要なものです。

□を塗りつぶすと、電子証明書が発行されませんので、ご注意ください。

⑩ 代理人記載欄

15才未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が「代理人記載欄」に氏名等をご記入ください。

※記入終了後

「個人番号カード交付申請書」を同封されている返信用封筒に入れて郵送してください。差出有効期限が過ぎていても、そのまま使用できます。

パソコンによる申請方法

① メールアドレス登録

申請用 WEB サイトにアクセスしてメールアドレスを登録

◇入力項目は以下のとおりです

- ・ 申請書 ID(半角数字 23 桁)

※交付申請書に記載の申請書 ID (半角数字 23 桁) を入力してください。

- ・ メール連絡用氏名 ・ メールアドレス



② 顔写真登録

登録されたメールアドレス宛に通知される申請者専用 WEB サイトにアクセスし、デジタルカメラで撮影した顔写真を登録

◇入力項目は以下のとおりです

- ・ 顔写真登録 ・ 顔写真登録確認



③ 申請情報登録

その他申請に必要な情報を入力

◇入力項目は以下のとおりです

- ・ 生年月日 ※必須 ・ 電子証明書の発行希望有無 ・ 氏名の点字表記希望有無

④ 申請完了

画面の案内にしたがって、必要事項を入力し送信すると、登録したメールアドレス宛に申請が完了した旨のメールが届き申請完了となります。

申込み後、マイナンバーカードができましたら、各市町村から交付準備ができたことをお知らせする個人番号カード交付通知書が届きますので、届いた交付通知書と通知カード、そして本人確認書類を持参の上、交付通知書に記載されている交付場所へ個人番号カードを受け取りに行ってください。なお、住基カードをお持ちの方は、住基カードと引き換えに交付されますので、必ずご持参ください。

※個人番号カード交付申請書を紛失した場合について

交付申請書を紛失した場合は、**地方公共団体情報システム機構**の「マイナンバーカード総合サイト」(<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>) の、郵便による申請方法をご覧ください、交付申請書をダウンロードしてお使いください。併せて、交付申請書の送付用封筒 (送料無料) もダウンロードしてお使いになれます。

また、スマートフォンによる申請や、まちなかの証明写真機からの申請も可能です。詳しくは、上記「マイナンバー総合サイト」をご覧ください。

VI. 令和2年度確定申告に関わる重要なお知らせ

◇税務署からの「確定申告のお知らせ」について

昨年度、「所得税及び復興特別所得税」又は「消費税及び地方消費税」の確定申告書を、当会の相談会場に於いて書面及びイータックスにより提出された方には、「確定申告のお知らせ」(※)が送付されます。「確定申告のお知らせ」が届いた方には、確定申告書及び青色申告決算書は送付されません。

(※)「確定申告のお知らせ」とは、確定申告書の受付期限や納期限、予定納税額など確定申告書の作成に必要な情報が記載されているはがき又は通知書をいいます。

◆青色申告決算書等及び確定申告書等の配布について(予定)

1. 青色申告決算書及び決算書作成の手引き等は、「記帳確認個別相談会」「年末調整個別相談会」及び「年末調整、決算申告及び消費税説明会」の会場にて配布する予定です。
2. 確定申告書及び確定申告書作成の手引きは、1月中旬頃から事務局に於いて配布する予定です。尚、令和2年分以降用の確定申告書は、様式が一部変更されました。

VII. 『青色申告会員必携』の斡旋(販売)のご案内

令和2年度版『青色申告会員必携』は、青色申告会の会員(個人事業者)向けの税務情報を掲載した税務ハンドブックです。決算申告及び所得控除のポイント、新様式の所得税申告書Bならびに新型コロナウイルス感染症給付金等の税務上の取扱いなど、令和2年分の申告に必要な情報をコンパクトに解説していますので、確定申告書作成の際の手引きとしてご利用いただけます。今年度は、11月24日(火)より頒布を開始いたしますので、是非ご利用ください。尚、数に限りがありますのでお早めにお申し込みください。

■頒布価格700円(税込)のところ、会員価格300円(税込)にて斡旋

*注)『青色申告会員必携』の掲載項目(予定)は、別紙・無料税務相談会開催のご案内(再案内)の裏面に記載。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある
自分で積み増しするには、どんなものがあるの?

~24時間・365日お問い合わせ可能になりました~


加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

小規模共済 検索 TEL 050-5541-7171 (共済相談室)

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
お気軽にチャットで質問可能です
小規模企業共済

制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
- 2 掛金は全額所得控除
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
他にもこんな特徴があります。
共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。
- 3 受取時も税制メリット
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。



第14回青色収穫祭開催中止のお知らせ

秋の恒例行事「青色収穫祭」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年度の開催は中止といたします。来年度以降、開催できる場合におきましてはご出展並びにご来場のほど、宜しく願い申し上げます。 事務局